

東京都公立学校情報機器整備基金条例の立案依頼について

このことについて、下記のとおり条例の立案を依頼する。

記

1 立案する条例

東京都公立学校情報機器整備基金条例

2 立案理由

公立学校における情報機器の整備を推進するため、東京都公立学校情報機器整備基金を設置する必要がある。

3 立案内容

東京都又は特別区若しくは市町村が行う公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）における情報機器（入出力支援装置を含む。）の整備を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都公立学校情報機器整備基金を設置する。

4 都議会に付議する時期

令和6年第1回東京都議会定例会

5 施行期日

公布の日

6 その他

本案決定後、知事に条例の立案を依頼する。

条例立案の背景

- ・ 国はGIGAスクール構想推進のため、令和5年度補正予算で児童生徒一人1台端末等の整備に係る予算を計上
- ・ 国が都道府県に補助するに当たり、主に次の点を要件
 - ① 各都道府県は補助金を活用して基金を造成し、今後5年間運用して域内の区市町村の端末更新を支援
 - ② あわせて、都道府県を中心に、一定の条件の下、区市町村と連携して共同調達を行うこと

条例案の概要

- ・ 目的：公立学校における一人1台端末等の情報機器の整備を推進するため、基金を設置
- ・ 対象：都又は区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）
- ・ 期間：令和11年3月31日までに実施された事業

【国の事業スキーム】

一人1台
端末

- ✓補助基準額：5.5万円/台
- ✓予備機：15%以内
- ✓補助率：2/3

入出力
支援装置

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒に対応した入出力支援装置(予備機含)の整備支援
- ✓補助率：10/10

今後の予定

- ・ 国から補助を受ける予定の基金造成に必要な経費を令和5年度最終補正予算に計上（積立金110億円）
- ・ 各区市町村が予定している端末の調達台数や時期など、具体的な計画等を把握
- ・ 都と全区市町村が参画する共同調達のための協議会を運営
- ・ 端末仕様や契約スキーム等を早期に調整し、各区市町村の端末更新に間に合うよう調達

東京都公立学校情報機器整備基金条例

（設置）

第一条 東京都又は特別区若しくは市町村が行う公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）における情報機器（入出力支援装置を含む。）の整備を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効等）

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

（提案理由）

公立学校における情報機器の整備を推進するため、東京都公立学校情報機器整備基金を設置する必要がある。

第十号議案

東京都公立学校情報機器整備基金条例の立案依頼について

東京都公立学校情報機器整備基金条例の立案について、次のように知事に依頼する。

令和六年二月一日

東京都教育委員会

東京都公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 東京都又は特別区若しくは市町村が行う公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）における情報機器（入出力支援装置を含む。）の整備を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

（提案理由）

公立学校における情報機器の整備を推進するため、東京都公立学校情報機器整備基金を設置する必要がある。